

## 港区有施設シックハウス対策ガイドライン

はじめに

近年、建築物の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、室内空気中に含まれる化学物質が増加し、新築、改築及び改修等を行った建築物の居住者及び利用者が、化学物質に起因すると思われる体調不良を起こすことが指摘されています。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ未解明な部分も多く、また様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれ問題になっています。

厚生労働省は、現在、13の化学物質について室内濃度指針値を定めています。この数値は、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生受けたとしても健康へ有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値です。

この流れを受けて、国土交通省では、平成15年7月施行の改正建築基準法により、ホルムアルデヒドを放散する建材の使用制限やクロルピリホスの使用禁止について規定しています。また、文部科学省は、平成14年2月に学校環境衛生の基準を改正し、ホルムアルデヒド、トルエン等について、定期検査や新築、改築時の臨時検査を実施するよう定めています。

港区では、平成16年4月22日16港政施第3号「シックハウス対策を実施するにあたっての留意事項について」を策定しました。また、平成16年5月には港区有施設シックハウス対策検討会（以下「検討会」という。）を設置し、港区有施設のシックハウス対策を効果的に推進するために検討を進めてきました。

本ガイドラインは、検討会での検討結果を踏まえ、区有施設のシックハウス問題について関係各課が連携して取り組むための基本的な方針として作成したものです。取組の内容の詳細については、本ガイドラインのマニュアル編（以下「マニュアル」という。）に定めます。

なお、シックハウス対策の総合的な推進にあたっては、今後も国の関係省庁や都の動向等を注視し、幅広く検討を行っていくとともに、新たな知見が得られた場合は、随時、本ガイドライン及びマニュアルの見直しを行うこととします。

### 1 目的

区有施設の建設及び管理にあたって、留意すべき事項をガイドラインとしてとりまとめることにより、区有施設を利用する者等の健康を確保します。

### 2 対象

区が建設及び管理する施設とします。

### 3 計画及び設計

施設課、土木事業課及び土木維持課（以下「工事主管課」という。）並びに施設管理者は、次により計画、設計を行います。

(1) 使用材料等への配慮と有効な換気量の確保

区有施設の新築、改築、増築、改修及び修繕工事にあたっては、建築基準法及び港区工事仕様書等に準拠し、ホルムアルデヒド、トルエン等の放散量の少ないものを使用します。また、有効な換気量を確保する設計とします。

(2) 室内濃度測定の実施等

引渡しまでの間に室内濃度測定及びその測定結果に基づく必要な措置を講ずるため、事前に必要な費用及び時間を見込むものとします。

4 施工監理

工事主管課及び施設管理者は、工事に際して次により施工監理を行います。

- (1) 材料受け入れの際、実際の使用材料が適正かつ安全な材料であることを製品安全データシート（MSDS）等により確認します。
- (2) 施工中はもとより、しゅん工までの間も積極的な通風、換気に努めます。

5 什器等の選定

施設管理者は、新たに机やいすなどの什器等を購入する場合は、ホルムアルデヒド等の化学物質の放散量が少ない仕様のものを選定するよう配慮します。

6 揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定（安全確認）

施設管理者は、室内の空気質の安全を確認するため、次に該当する場合には、揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度（以下「室内濃度」という。）測定を実施します。

- (1) 新築、改築、増築及びシックハウスを引き起こす可能性のある改修、修繕工事がしゅん工したとき。
- (2) 工事しゅん工後、新規什器等を搬入したとき。
- (3) 着工前に移動した既存什器等を搬入したとき。
- (4) 什器等を大幅に（おおむね半分以上）入れ替えたとき。
- (5) 新築、改築、増築及びシックハウスを引き起こす可能性のある改修、修繕工事後、最初に訪れる夏季（6月から9月）において同一の場所で測定を行います。

なお、(1)（新築、改築及び増築を除く。）及び(4)については、事前にも室内濃度測定を実施します。

また、本ガイドライン施行時に既に使用している施設のうち、室内濃度測定を実施していない施設については、計画的に室内濃度測定を実施し、安全を確認します。

7 指針値を超えた場合の対応

施設管理者は、6による室内濃度が、厚生労働省の指針値（以下「指針値」という。）を超えた場合は、次により措置します。

(1) 原因の究明・改善措置・安全確認

当該部分の使用を中止し、原因を調査するとともに、原因物質の除去や換気を十分行うなどの対策を講じた後に再測定を行い、指針値を超過していないことを確認した上で使用します。

(2) 健康被害への対応

指針値を超えた施設において、利用者等から体調不良など化学物質に起因する健康被害の発生が疑われる訴えや相談があった場合は、施設管理者はみなと保健所の協力を得て原因を調査するとともに、医療機関等への相談を勧めます。

(3) 代替施設等の確保

施設の使用を中止した場合は、速やかに事業継続のための措置を実施します。

8 日常管理

施設管理者は、日常の管理を次により行います。

(1) 化学物質の使用への配慮

区有施設において、殺虫剤、床ワックス、トイレの芳香・消臭剤等の薬剤や日用品を使用する場合、厚生労働省が定めたシックハウス症候群の原因物質として濃度指針値を定めた物質を含むものは、原則として使用しません。

(2) 有効な換気量の確保

自然換気の場合には、通風を考慮した窓の開放を行います。

換気扇等の機械換気設備が設置されている場合には、有効な換気量が確保されていることを確認し、換気設備を適正に管理するとともに、常時運転を行うなど十分な換気を行います。

9 情報提供

(1) 測定結果の公表

施設管理者は、区有施設において安全確認のための室内濃度測定を実施したときは、測定結果を速やかに公表します。

(2) 職員及び区民への情報提供

工事主管課及び施設管理者は、シックハウス対策を推進するために、関係各課の職員等に対し、本ガイドライン及びマニュアルの内容を周知します。

また、区民に対して、シックハウス対策に関連する情報を提供します。

(3) 関係団体への働きかけ

契約管財課は、競争入札参加資格登録業者等に対して、本ガイドラインに基づくシックハウス対策がさらに推進されるよう、働きかけを行います。